

第Ⅰ部 情報化社会の倫理

第Ⅱ部 差別のない社会実現

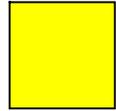
(情報と社会 第14回)

URL <http://homepage3.nifty.com/suetsuguf/>

Email [fwhy6454@mb.infoweb.ne.jp](mailto:fwhy6454@mb.infoweb.ne.jp)

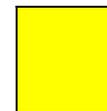
作成者 末次文雄 ©

# 復習:ITが内包する問題への対応策



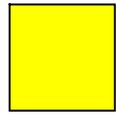
問題点	解決策
①故障、バグ	代替マシン、テスト充実、コスト負担
②SE問題	海外SEの活用、アウトソーシング、退職者の再雇用、e-ラーニング
③デジタルデバイド	ユニバーサルデザインの実現 機器の貸与、通信料金の無料化
④英語中心の世界	自動翻訳の実用化、文字コード豊富
⑤健康	電磁波の遮蔽技術、脳の活性化策
⑥インターネット	暗号化、電子認証、自衛手段 通信回線の専用線化、複線化 有害サイト遮断、IPv6への早期移行

# 復習：悪意による問題への対応策



	問題の発生	対策
①不正侵入 (クラッカー)	侵入、破壊、改ざん、 漏洩、なりすまし	・OSの更新 ・ファイヤウォール ・パスワードの工夫 ・データのコピー、BU
②ウィルス、 ワーム	破壊、改ざん、 不正メール発信	・OSの更新、対策ソフト ・不審メール、HPを無視 ・データのコピー、BU
③盗み、盗聴	情報漏洩、 スパイウェア	・キャッシュカードを使わない ・データの暗号化、対策ソフト
④悪徳商法	詐欺、フィッシング 個人情報入手	・うまい話に乗らない ・不審・有害なメール・HP無視
⑤いたずら	誹謗、中傷される 迷惑メール	・不審掲示板に書かない ・実名、住所を明かさない

# 補足：悪徳商法の手口



従来の電話、FAX、街での勧誘と同様で、  
手段が変わった。

(電子メール、Webサイト、掲示板)

- ・仕事の紹介――ホームページ制作など
- ・商品販売――欠陥商品の売りつけ
- ・マルチ商法――ネズミ講のさそい
- ・オークション――商品違い(旧式、模造品)
- ・フィッシング詐欺――金融口座のID、PW入力指示
- ・当選通知詐欺――手付け金、車両登録費用、運送費の詐欺
- ・個人情報収集――メール受信拒否の返信をさせる
- ・出会い系サイト――言葉たくみに他所に呼び出す
- ・アダルト――国際回線への自動接続(法外な料金)

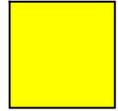
知らない人から、うまい話が自分に回ってくるわけが無い

# 復習：（個人でできる） 簡便な対策

## 容易に出来ることを習慣づける

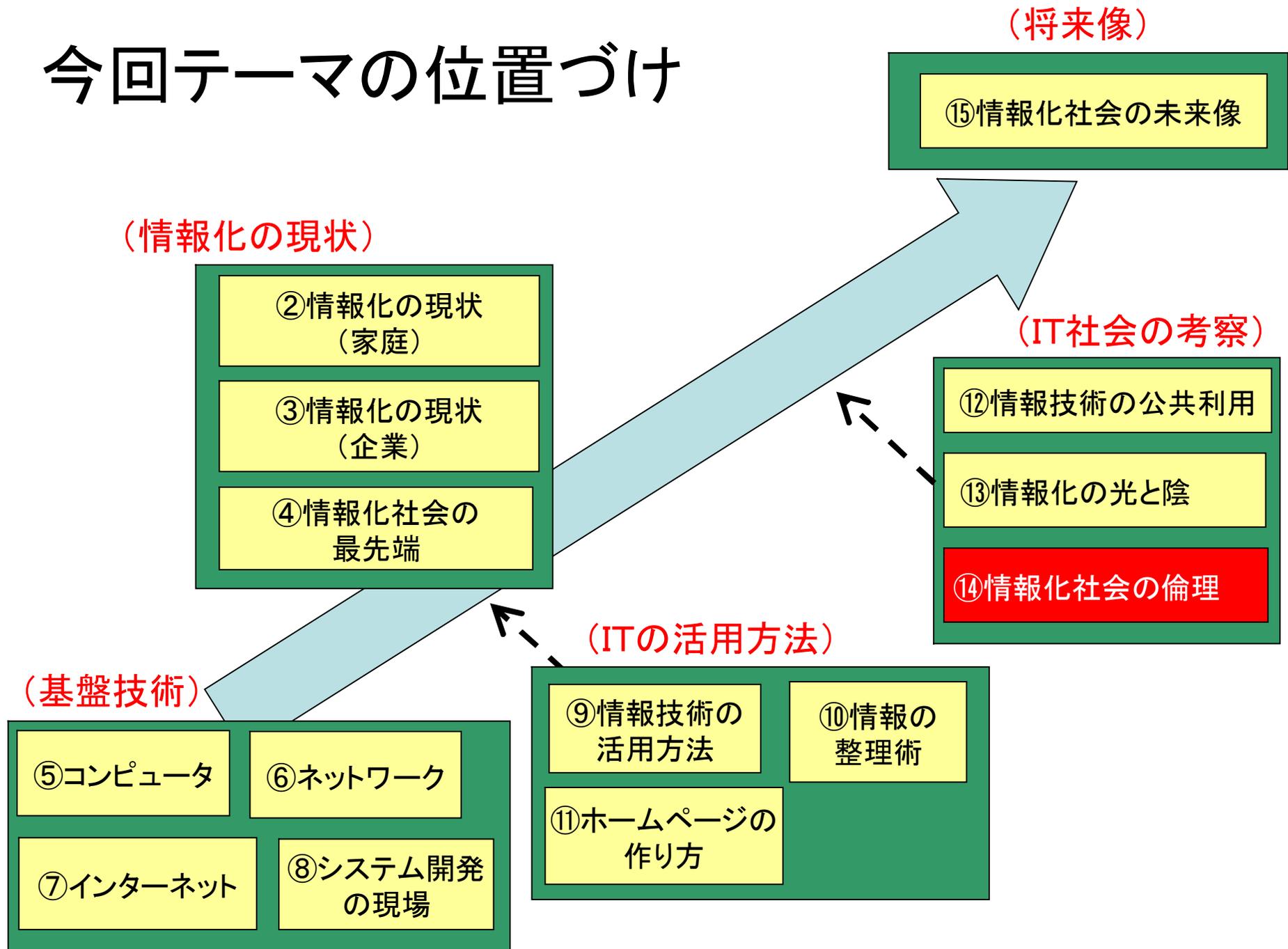
- ・データのコピーとバックアップ
- ・パスワードを設定する
  - ・簡単なパスワードにしない（特殊文字も使う）
  - ・パスワードを頻繁に変える
  - ・パソコンに起動パスワードを設定
  - ・パスワード付きのスクリーンセーバ
  - ・機密ファイルの保管時にパスワードを設定
- ・不審なメール添付ファイルを絶対に開かない
- ・メールはテキスト形式で読む設定（HTMLメールは脆弱）
- ・ネット上になるべく個人情報をおかない（ハンドルネームにする）
- ・脆弱性を補強
  - ・Windows Updateの励行
  - ・OS、ブラウザのバージョンアップ（IE6 SP1以上）
  - ・メールソフトのバージョンアップ
- ・信頼できるサービス事業者を利用
- ・インターネット喫茶利用時は、個人情報は絶対入力しない
- ・パソコン廃棄時は、データ領域をオールゼロで埋める。

# 復習： ソフトで予防する



- ・ **ファイヤウォール** (ソフト防火壁)
  - ・ WindowsXPから標準装備
  - ・ フリーソフト (Sygate Personal Firewall)
- ・ **アンチウィルスソフト**
  - ・ **プロバイダのセキュリティサービス** に加入  
(有料、ウィルステーブルの更新不要)
  - ・ ウィルスバスター、Norton、マカフィ (有料)
  - ・ AVG Anti-Virus (無料)
- ・ OSを変える手もある
  - ・ 世界中のほとんどがWindowsであり、集中攻撃
  - ・ Linux (ほかにKnoppixは1CD-Linux)
  - ・ Lindows (Windows対応ソフトが動くLinux)

# 今回テーマの位置づけ



# 第 I 部 情報化社会の倫理

# 目次

## 第 I 部 情報化社会の倫理

はじめに

1. ITと法的責任
2. ITのあやうさ
3. ネチケツ
4. 資料(関連する法令)
5. 資料(公的な倫理規程)
6. レポート課題
7. 参考書、参考Webサイト

# はじめに

実社会では、そこで暮らすためには、個人として当然守らなければならない倫理(常識や道德)があります。同様に、情報技術を利用して情報の収集、発信をする人が守るべき倫理というものがあります。

特に電子メールやインターネットを使う場合、知らず知らずに自分が加害者になり、他人に迷惑をかけることがあります。それらを避けるために、「**ネチケット**(ネットワーク+エチケットの造語)」という約束事を中心に述べてあります。

さらには、最近よく話題になる個人情報保護、著作権保護についても、その概要を載せておきました。

こうした内容を参考にして、受講者自身が情報技術を使う時に気をつけるべき点を理解していただきたいと思います。

(倫理＝道德の規範となる原理。人の道。道德。)

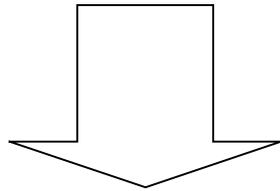
# 1. ITと法的責任

- **汎用**コンピュータと、OS
  - もともと故障、バグがあるのが前提で使用している。
  - 特定目的の製品ではなく、ミスによる損害が起きても責任は問えない。(製造物責任の範囲外)
  - 非難はされても厳密な刑事罰は問えない。
  - 製品スペック(仕様)であると言われれば、それまで。
- **専用**のコンピュータ製品
  - 用途が限られるマイクロチップが組み込まれた製品は、ミスによる責任が問われる。(製造物責任あり)
  - 例示:自動車、家電製品、医療器械
    - ソフト(適用プログラム)は、業務そのものまたはその代行であり、業務上の過失責任が問われる。(銀行口座残高の消滅など)

## 2. ITのあやうさ

### ① パソコン、インターネットの弱さ

- ・パソコンは、ホビー、**個人的な使用**が出发点
- ・インターネットは、研究者間の情報交換が利用の出发点であり、**参加者の善意**に依存した運営が基本。



その意味では、**システム管理者不在の世界**であり、ネット犯罪は、そこにつけ込まれている。

- ・不正侵入、ウィルス、盗聴、悪徳商法

## 2. (続き)ITのあやうさ

### ② コンテンツ

- ・世界中では膨大な数のWebサイト(1億)
- ・しかもインターネットは公道のようなもので誰でも通る
- ・有害コンテンツサイトは増加傾向  
(犯罪助長、暴力、猟奇、猥褻、自殺志願・・・)

### ③ メール、掲示板

- ・匿名で利用できるので、
- ・自由にモノが言える、発想が豊かになるが、
- ・逆に、無責任な発言がまかり通る (誹謗中傷、無責任な噂)
- ・言葉だけが一人歩きし、語気、感情、ニュアンスを伝えにくい  
(誤解、行き違い、喧嘩が起きやすい)

### ④ ハイパーリンク

- ・インターネットが公道である以上、リンクは自由
- ・しかし、リンク先のWebサイトが有害である可能性がある  
(リンクは、いわば、「書物のありか」を示しただけであり、  
有害サイトにリンクを張っても、非難はされるが、  
罰せられることは無い)
- ・信頼が置けるWebサイトのみリンクを張るのが無難

## 2. (続き)ITのあやうさ

### ⑤ 知的所有権の保護

- ・簡単にコピーできる、コピーしても減らない。
- ・マスコミのようなデスク、編集者のチェックが無く、知的所有権を保護しにくい領域である。

### ⑥ プライバシーの侵害

- ・個人情報的大量に、容易に持ち出される。
- ・コンピュータを使えば、個人情報を蓄積できる。  
XX情報、〇〇情報を氏名、年齢、生年月日、性別、住所で照合(名寄せ、マッチング)すれば、簡単に結合でき、しかも短時間で大量にできる。
- ・公共、民間とも裏ではすでに実行されている可能性がある。

## 2. (続き)ITのあやうさ

なぜ、プライバシーの侵害は不当か？

- ・個人的な情報が他に漏れることによって、
- ・個人が不当に権利の侵害を受けるため。

例示：治療記録→就職不利、結婚話の破綻、解雇  
負債履歴→商談の破綻、就職不利

# 3. ネチケツト

- 3. 1 電子メール使用の心構え
- 3. 2 掲示板使用の心構え
- 3. 3 ホームページ公開時の心構え

ここでは、上記3つのケースについて、  
ネチズンが守るべきネチケツトについて述べる。

- ・ネチズン(ネットワーク+シチズン)
- ・ネチケツト(ネットワーク+エチケツト)

# 3. 1 電子メール使用の心構え

パソコンメール、携帯メールとも同様である。

## ①メールアドレス

- ・通常は、名前のローマ字形式が無難
- ・**軽薄な名前、女性名は避ける**
- ・複数のメールアドレスを使い分ける
- ・他人のメールアドレスを第三者に教えない

## ②送受信

- ・**送信前に、宛先を、再度確認すること**  
(宛先を間違えても、取り消しが出来ない。すぐにメール。)
- ・**返信は、早めにする**(受取ったというだけでも返事)
- ・長期間メールが使用できないときは、その旨、自動応答する
- ・開封自動確認オプションの使用は、極力、避ける
- ・こまめに受信する(長く相手を待たせない)

# 3. 1 (続き) 電子メール使用の心構え

## ③メッセージ形式

- ・**テキスト形式を使用**  
(WORD形式は、相手がソフトを持っていない可能性)  
(HTML形式では、ウィルス入りと疑いを持たれる)
- ・添付資料は、必要最小限に(ウィルスを疑われる)
- ・署名をつける(秘密にしたい個人情報には載せない)

## ④メッセージの内容

- ・件名(タイトル)は、簡潔でわかりやすく
- ・**はじめに宛先、差出人(自分の名前)を入れる**
- ・簡潔な挨拶を書く
- ・複数の内容を書かない(メールを分ける)
- ・1行30文字以内に
- ・文章は、簡潔に(箇条書きが分かりやすい)
- ・**送る前に読み返して修正**(正確さ、感情、ニュアンスを考慮)
- ・**半角カナ、外字を使わない**(文字化けの防止)

# 3. 1 (続き) 電子メール使用の心構え

## ⑤ CC、BCCの使い分け

- ・写しを送る相手は、CCを使う
- ・相手やCCに送ったことを秘密にしたい場合は、BCCを使う
- ・複数の送付先がある場合は、BCCを使う(個人情報保護)

## ⑥ 返信

- ・何に関しての返事かを明示する。  
(前の文章の一部を引用すると分かりやすい)
- ・あげ足取りはしない。

## ⑦ 転送

- ・転送先は、必要最小限にとどめる
- ・引用部分は、それを明示する(>印などで)
- ・もとの文章の著作権は、作成者に帰属する
- ・はがき、封書は、第三者には転送しないのが常識

# 3. 1 (続き) 電子メール使用の心構え

## ⑧ 秘密度合い、緊急度合い

- ・秘密度合いが高い重要事項は、メールしない
- ・**急ぎや緊急の場合、メールを使わない**  
(電話をすればよい)

## ⑨ チェーンメール

- ・**チェーンメールには、絶対に加担しない。**  
(通信回線がパンクする原因になる)

## 3. 2 掲示板使用の心構え

掲示板は、多数の人が参加しており、メール以上に配慮が必要。

### ①文章の表現

- ・慎重に書き、読み返す
- ・誹謗、中傷、あげ足とりをしない

### ②相手

- ・議論の相手を刺激する言い回しをしない
- ・相手が興奮したり、議論を吹っかけてきたら降りる

### ③詐欺

- ・個人情報を集める目的の掲示板に気をつける  
(特に女性限定、年齢限定というのは避ける)  
(男性が女性名で投稿する 경우가よくある)

### ④プライバシー

- ・友人など他人の情報を書き込まない

# 3. 3 ホームページ公開時の心構え

## ①社会的責任

- ・対象が広い

個人が世界中に情報を発信できる手段であり、出版社、新聞社、通信社、放送局などのマスコミと同じ、もしくはそれ以上の視聴者が相手。

- ・マスコミと同じ倫理規定に従う必要あり

- ・公序良俗の原則

- ・自己責任の原則

- ・知らないでは済まされない

- ・人種、性別、年齢の違いは考慮されない

(全て大人の発言とみなされる)

## 3.3 (続き)

### ②プライバシー

- ・自分の情報は、経歴、連絡手段程度にとどめる
- ・他人のプライバシーを侵さない  
(他人の写真、氏名、住所の掲載時は本人の了解をとる)

### ③ユニバーサル・デザイン

- ・容量を出来るだけ小さくする
  - ・通信回線の遅い人のことを考慮
  - ・ページのデータ容量を小さくする  
(写真、イラスト、ボタンは少なくする)  
(イラストはgif形式かPNG形式、写真はjpg形式で圧縮。  
BMP形式は掲載しない)
- ・トップページは、軽くするほうが良い
- ・特定のブラウザがもつ特有の機能を使わない
- ・文字のサイズを大きくする
- ・画像、写真には、説明文をつける

## 3.3 (続き)

### ④知的所有権の尊重

- ・著作権を守る
  - ・著作権の理解(文章、写真、音楽、映像、芸術作品・・・)
  - ・原則的に、コピーは違法
  - ・引用時は、引用部分の明示、出所を明示
  - ・ソフトのコピーは違法(許されるのは個人使用のみ)
  - ・教育の場で教師の使用は、通常、著作権の対象外
  - ・フリーソフトは、非営利目的の使用は著作権の対象外
  - ・ハイパーリンクは、著作権の対象外
- ・肖像権、商標権を守る
  - ・顔写真の流用は、肖像権の侵害
  - ・企業のシンボルマークの流用は商標権の侵害
  - ・フリー素材は、非営利目的の使用は著作権の対象外

## 4. 資料(関連する法令)

4. 1 個人情報保護法

4. 2 知的所有権の保護法

4. 3 その他の法令

# 4. 1 個人情報保護法

- ・時期: 2003年5月成立、2005年4月から全面施行
- ・理念: 個人情報は、**個人の人格尊重**の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。
  - ・定義: 個人情報とは、氏名、生年月日、身体、職業などのことであり、**特定の個人を識別できる情報**である。
- ・帰属と管理責任:
  - 個人情報、「**個人のもの**と規定」、**企業には適正な管理責任**
- ・内容: 不正の手段による個人情報の取得の禁止
  - 本人同意がない「**個人データの第三者提供**」の原則禁止
  - 本人からの求めに応じ、開示、訂正、利用停止**
- ・個別の法令化検討中:
  - 医療、金融、通信分野は、情報流出時の影響が大きく、情報窃盗罪も検討中。

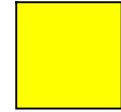
# 経産省：個人情報保護の指針

- ・2004年6月、違反は処罰対象
  - ・企業が持つ個人情報が出た際には、
  - ・改善命令や罰金など**処罰を科す**（個人と企業の両罰規程）
- ・氏名や住所のデータ、防犯カメラに映った映像などが個人情報に当たると明記
  - ・個人の身体、財産、職業などに関する**事実情報**
  - ・**評価、判断**を表す全ての情報
  - ・**職員録、従業員名簿**も対象
- ・「5000人以上の個人情報」を管理している企業が対象
- ・社員だけでなく、アルバイト、派遣社員、アウトソーシング先も管理義務を負う。
  - ・管理責任者を設置
  - ・雇用契約に秘密保持義務を明記
  - ・**目的以外の利用禁止**
- ・情報流出時は→経産省が改善勧告→改善命令→懲役、罰金

# 個人情報保護法の対象

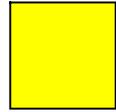
	対象	対象外
名簿	氏名・住所・職業 身体の情報	市販の電話帳
名刺	体系的に整理されたもの	未整理、独自に分類したもの
メールアドレス	名前、所属がわかるもの	一連番号などで個人が特定しにくいもの
映像	本人が識別できるもの	不鮮明な映像
アンケート回収用紙	分類されたもの	未整理で全く分類されていないもの

# 管理責任



組織	基本	その他
国	・保有する個人情報の保護	・所管業界向け指針の作成
地方公共団体	・保有する個人情報の保護	・住民への広報 ・住民からの相談受付
企業・団体	・保有する個人情報の保護	・従業員の啓発

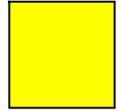
# 資料：個人情報保護の所管官庁



分野		所管官庁
医療	医療一般	厚生労働省
	研究	文部科学省・厚生労働省・経済産業省
金融・信用	金融	金融庁
	信用	経済産業省
情報通信	電気通信	総務省
	放送	総務省
事業全般		経済産業省
雇用管理	一般	厚生労働省
	船員	国土交通省
警察		警察庁
法務		法務省
財務		財務省
教育		文部科学省
福祉		厚生労働省
職業紹介など		厚生労働省
労働者派遣		厚生労働省
国土交通		国土交通省
農林水産		農林水産省

(出典)内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室「[個人情報保護に係る関係省庁の検討状況](#)」)

# 4.2 知的所有権の保護法



## ・知的所有権の対象

- ・発明、商標、著作物など
- ・人間の知的生産物であり、物理的に支配できない
- ・知的財産権、無体財産権ともいう

## ・知的所有権の種類

### ・工業所有権

- ・特許権(発明のこと。特許出願日から20年間有効)
- ・実用新案権(物品の形状・構造。出願日から6年間)
- ・意匠権(物品のデザイン。登録日から15年間)
- ・商標権(商品識別標識。登録日から15年間。延長可能)  
(商品名、社名、ロゴマーク、芸名、ペンネームなど)

### ・著作権

- ・著作物が対象
- ・存命中および死後50年間有効
- ・会社名義で公表された著作物は、公表から50年間有効

### ・企業秘密

- ・技術情報、営業情報、顧客情報など
- ・守秘義務がある(合理的で特約があれば退職後も一定期間、継続)

# 著作権

- ・著作物に関して、以下の三つの権利の総称
  - ・著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)
  - ・著作財産権(複製権、貸与権、翻訳権、翻案権、**公衆送信権**)
  - ・著作隣接権(実演家、レコード製作者、放送事業者の権利)

注1: **他人の著作物をコピーしてホームページに掲載するのは「公衆送信権」を侵害し、禁止されている。**

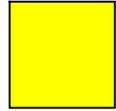
注2: 引用は、以下の条件を満たせば、著作権侵害にはならない。

- ・論旨と密接な関係があるなど引用する必然性がある
- ・出所の明示がなされている
- ・自分の著作物が主で、引用が従である
- ・自分の著作物と引用が明確に区別されている(「」で囲む等)

注3: 個人的使用の範囲であれば、コピーは禁止されない。

- ・著作物とは、
  - ・**言語著作物(小説、脚本、論文、講演、ホームページ、メモなど)、プログラム、図形、写真、音楽、映画、美術、地図、建築、舞踏など**
- ・著作権は、
  - ・登録の有無には関係なく、著作物の創作によって発生(無方式主義)
  - ・**©** マークがあれば、方式主義の国でも有効

## 4.3 その他の法令



### ① 不正アクセス禁止法

- ・他人の識別番号を無断で入力や他人に提供する行為  
(ユーザーID、パスワード、合言葉など)
- ・セキュリティ・ホールを攻撃する行為

### ② 電子メール法

- ・迷惑メールの発信は、処罰対象

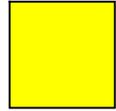
### ③ プロバイダ責任制限法

- ・ユーザーの不正な情報を削除できる
- ・権利を侵害された人は、発信者の個人情報開示を請求できる

### ④ プライバシー権

- ・個人の情報をみだりに公開されない権利
- ・氏名、住所、身体、職業、肖像、容姿、行動
- ・依拠: 憲法13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利)

## 4.3 その他の法令



### ⑤ クーリングオフ

- ・特定商取引法(旧訪問販売法)、割賦販売法で規定
- ・ネットショッピング、通信販売はクーリングオフの対象外

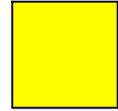
### ⑥ 刑法

- ・電子計算機損壊等業務妨害罪
- ・電子計算機使用詐欺罪
- ・詐欺、名誉毀損、猥褻物、児童ポルノ禁止法など

### ⑦ 民法

- ・許諾契約違反、損害賠償など
- ・特定商取引法（価格、引渡し時期、返還方法などの明示）

# 5. 資料：公的な倫理規程



以下に、学会などでの倫理規定、倫理綱領の抜粋を示す。  
いずれも、知的財産権、プライバシーの尊重を会員向けに規程している。

- ・情報処理学会
  - ・他者の人格とプライバシーを尊重する。
  - ・他者の知的財産権と知的成果を尊重する。
  - ・情報システムや通信ネットワークの運用規則を遵守する。
- ・電子情報通信学会
  - ・他者の権利の侵害が生じることを避ける。
  - ・他者の権利には、所有の権利、プライバシーの権利等が含まれる。
  - ・他者の創意工夫を尊重する。
  - ・著作権、特許権、その他の知的財産権を侵害しない。
  - ・他者の管理するシステムに許可なく侵入しない。
  - ・他者の通信に不正にアクセスしない。
- ・精密工学会
  - ・他者の尊重と謙虚な姿勢
  - ・他者の生命, 財産, プライバシーを尊重するとともに、
  - ・専門職務上の主張や判断をする時には、
  - ・常に事実にもとづいた行動をとることを心がけ、
  - ・他者の意見, 主張, 批判などを謙虚に受けとめる。
  - ・他者の業績である知的成果ならびに知的財産権を尊重する

## 6. レポート課題

- 以下の点について、まとめをレポートで提出
- 内容
  - ①電子メールやインターネットを利用する場合、  
自分が加害者、犯罪者にならないために
    - 気をつけるべき点
    - およびその理由を  
レポートにまとめよ。
- 形式 A4、1枚程度
- 提出方法 メール(添付も可)、またはペーパー  
TO: [fwhy6454@mb.infoweb.ne.jp](mailto:fwhy6454@mb.infoweb.ne.jp)
- 提出期限 次回の授業開始までに。

# 7. 参考書、参照Webサイト

- 菅野 文友「IT革命の光と影」 日本規格協会
- 小暮 仁「教科書 情報と社会」 日科技連
- パソコン用語事典 岡本茂ほか 技術評論社
- 首相官邸 個人情報保護に関する法律  
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/>
- サイバースペースの法律 <http://www.law.co.jp/okamura/index.html>
- 明示大学 夏井さん[http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel\\_h/](http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/)
- (社)日本音楽事業者協会<http://www.jame.or.jp/index.html>
- 知的財産用語辞典 <http://www.furutani.co.jp/>
- 逮捕されない著作権法(個人のWebサイト)  
<http://homepage2.nifty.com/hebicyan/main/cho.html#C7>

## 第Ⅱ部 差別のない社会実現

# 目次

## 第Ⅱ部 差別のない社会実現

はじめに

1. ITの良さ
2. 女性の活躍
3. 高齢者の活躍
4. 参考書、参考Webサイト

# はじめに

国によっては、人種、宗教、年齢、性別などによって長年、差別されている場合があります。

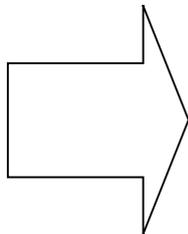
それに対して情報技術は、使い方により、その差別を小さくできる潜在的な力を持っています。

ここでは、上記のうち、特に女性、高齢者に焦点をあてて、ITの持つ効果を述べてあります。

こうした内容を参考にして、受講者自身が自己の力を存分に発揮する参考にしていただければ幸いです。

# 1. ITの良さ

- 世界的標準があり、国籍、人種関係なし
- ネットワークが発達し、どこでも利用可能
- 理解し、操作さえ出来れば、容易に使える
- 習熟までの訓練期間が短い
- 性能は向上、価格は低下
- 大きな体力、筋力は不要



- 在宅勤務が可能で、主婦向き
- 長年培ったノウハウが生かせ、高齢者向き

# 女性、高齢者向きの仕事例

- データ入力、プログラム作成
- システム開発、情報システムのテスト代行
- ホームページ制作、イラスト作成、CG制作
- IT教育
- 教材の制作、e-ラーニング教材制作
- 商品モニタ、市場調査
- 消費者集め(価格交渉力を持つ)
- データ解析、データ傾向分析
- 製図(機械、電子部品、アパレル、日用品・・・)
- 翻訳、通訳
- 口述筆記
- 経験、ノウハウの伝授
- ボランティア(点字図書、録音図書制作・・・)

# 今の時代の背景

## ①日本社会の傾向

- ・出生率の低下傾向
- ・労働人口が減少
- ・求人、求職のミスマッチ
- ・アウトソーシング増加
- ・独立化傾向

## ②時限立法

- ・資本金1円で株式会社設立が出来る  
(中小企業挑戦支援法が2003年2月に時限施行)
- ・本業の力 + ITリテラシ に
- ・さらに、経営管理力があれば、起業も容易

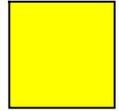
## 2. 女性の活躍

### ① 米国の女性起業家支援策

＜女性のハンディキャップへの対策＞

- ・女性起業家専用の債務保証プログラム  
（最高は、25万ドル。担保不足でも  
性格、信用度、経験などを考慮）
- ・融資機会均等法 による融資差別を禁止
- ・連邦取得合理化法  
（政府調達金額の5%を女性に発注）
- ・経営・テクニカル援助  
（中小企業庁が助成し、教育プログラム提供）

# 資料：米国の女性起業



## 実態：

- ・女性が株式の50%以上を所有している企業は、全米に約1010万社  
1820万人を雇用、2兆3千億ドルの売り上げ
- ・女性が単独オーナーになっている企業は620万社、  
20万人を雇用し、1兆1500億ドルの売り上げ
- ・2002年、全米で、女性がオーナーの企業の11万社以上が  
100万ドル以上売り上げ
- ・1997年から2002年の間に、企業数は11%増加し、総企業数の増加6%の倍

## 理由：

- ・コミュニケーションネットワークの進化とコンピューターの普及
- ・従来は大企業に有能な人材が集まっていたが、
- ・有能な人材は自分で会社を興すように、カルチャーが変わってきた
- ・ストックオプションにより、新興企業で高いボーナスを役員に支払える

(出所：女性の起業家 <http://www.realiser.org/woman.htm>)

## ② 日本の女性支援策

### 政府による支援体制

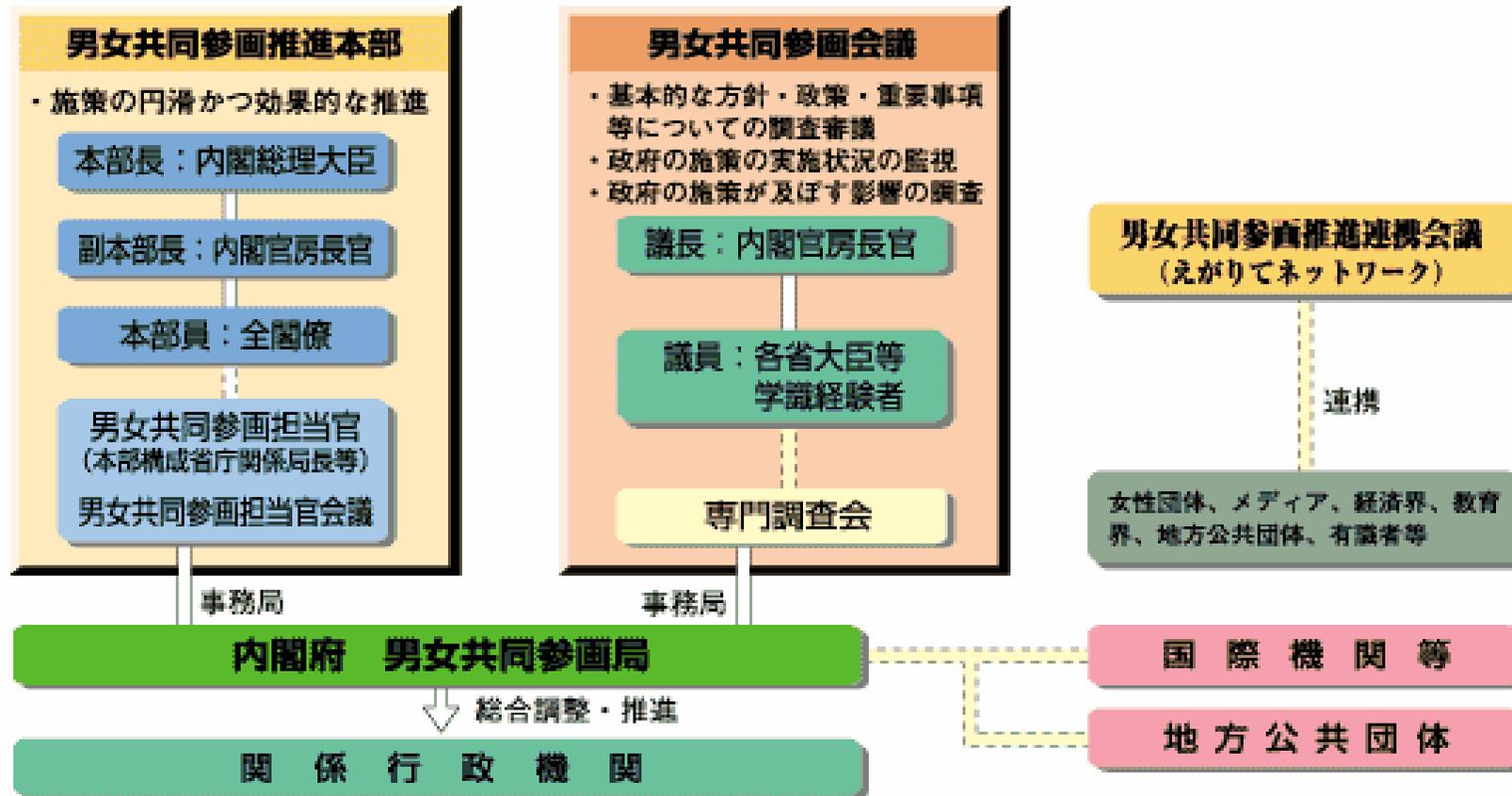
- ・目的：男女共同社会形成  
女性の社会進出支援
- ・1999年、**男女共同参画社会基本法**  
<http://www.gender.go.jp/9906kihonhou.html>
- ・推進体制
  - ・男女共同参画推進本部
  - ・男女共同参画会議
  - ・男女共同参画推進連携会議  
(=官民による「えがりて(平等)ネットワーク」)

(参考：内閣府男女共同参画局：<http://www.gender.go.jp/> )

# 男女共同参画の重点目標

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇
4. 農山漁村における男女共同参画の確立
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
8. 生涯を通じた女性の健康支援
9. メディアにおける女性の人権の尊重
10. 男女共同参画社会を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

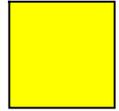
# 男女共同社会形成の推進体制



※内閣官房長官は、併せて男女共同参画担当大臣を命ぜられている。

(出典:内閣府男女共同参画局: <http://www.gender.go.jp/> )

# 経済産業省の支援策



創業塾による能力開発支援:

- ・商工会連合会や商工会議所による塾開催の費用支援
- ・10日間(30時間)の講習
- ・資金調達ノウハウ、雇用管理、事業計画作成など

市民活動活性化モデル事業(市民ベンチャー事業)

- ・地域におけるまちづくり、生涯学習などの分野
- ・女性や高齢者が中心となっていく
- ・市民活動事業等の企業化を後押し
- ・パソコン、プリンター、サーバー、電話、FAXの購入・リース
- ・情報化の支援(ホームページ作成など)

融資制度

- ・女性起業家と高齢者起業家を対象
- ・優遇金利、担保免除
- ・貸付限度額

(中小企業金融公庫が7億2,000万円、国民生活金融公庫が7,200万円)

## ③ 女性支援サイト

- ・内閣府男女共同参画局の**チャレンジサイト**

<http://www.gender.go.jp/e-challenge/index.html>

- ・民間の支援体制(チャレンジサイトの個人・団体の紹介)

[http://www.gender.go.jp/e-challenge/center/index\\_case.html](http://www.gender.go.jp/e-challenge/center/index_case.html)

- ・全国女性センターリンク集

[http://danjo.city.kashiwa.chiba.jp/kouryuu/links/top\\_links.htm](http://danjo.city.kashiwa.chiba.jp/kouryuu/links/top_links.htm)

- ・広島県・ひろしま女性起業家ハンドブック

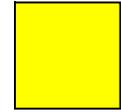
<http://www.pref.hiroshima.jp/shoukou/shinsangyou/women/>

- ・SOHO情報局

[http://www.johokyoku.com/a\\_sita.html](http://www.johokyoku.com/a_sita.html)

(参考:内閣府男女共同参画局: <http://www.gender.go.jp/> )

# 資料：女性起業家の事例



- ・日本でも、女性起業家が、200万人を突破

(株)ハー・ストーリイ <http://www.herstory.co.jp/>

(株)フュージョン <http://www.fusion-j.co.jp/index.html>

(株)イー・ウーマン <http://www.ewoman.co.jp/>

(株)ビーアイエス総研 <http://www.bis-ri.co.jp/>

(有)プラネット <http://www.planet-van.co.jp/>

(有)ティア <http://www.cityfujisawa.ne.jp/~elegance>

## ・女性起業家紹介サイト

独立派女性名鑑 <http://www.women.co.jp/dokuritsuha/whoswho/index.html>

ひろしま14人の女性起業家History <http://www.h-sc.co.jp/kigyouka/index.html>

# 3. 高齢者の活躍

社会の高齢化が進み、高齢者によるNPO形態の起業、教育現場への参加が盛んになってきている。

(経験+ITリテラシ=起業、参加)

## 政策:

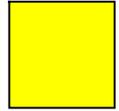
- 経済産業省、シニアベンチャー育成事業
- 財団法人ニューメディア開発協会、メロウ・福祉情報化

<http://www.nmda.or.jp/mellow/>

## 事例:

- NPOイーエルダー <http://www.e-elder.jp/public/index.html>
- NPOシニアSOHO普及サロン三鷹 <http://www.svsoho.gr.jp/>
- NPO 文化学習協同ネットワーク <http://www.npobunka.net/>
- NPOシニアネットひろしま <http://www.seniornet-hiroshima.gr.jp/>

# 資料：NPOとNGO



## NPO(民間非営利団体 NonProfit Organization)

- ・広義には、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動する組織。
- ・法人格の有無、法人格の種類(NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、協同組合、市民団体、ボランティア団体)を問わない。
- ・その内、NPO法に基づき、**法人格**を取得した場合、**特定非営利活動法人(特定NPO)**という。  
主としない事業や、職員の雇用、利益を上げるのも可能。  
(ただし、利益を分配しないで、次の活動資金に使用すること)
- ・2006年4月、**認定NPO**法人制度(税制面で税率の軽減、寄付しやすくなった)

## NGO(非政府組織 Non-Governmental Organization)

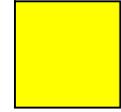
- ・環境、人権など**国際的**ないろいろな問題の解決に、非政府、非営利の立場で協力している、市民主導による組織。
- ・広義には、NGOもNPOの一つといえる。
- ・ただ、習慣的に国際的な活動をするNPOをNGOと呼んでいる。
- ・国連の経済社会理事会が認めた団体を「**国連NGO**」という。

(参考:内閣府、国民生活局 <http://www.npo-homepage.go.jp/>  
NPO法人データベース NPOの広場 <http://www.npo-hiroba.or.jp/> )

# 助け合い型の社会

- 高齢者が持つ得意なスキルを登録して、
- 要請があれば
- いつでも駆けつけるシステム

# 起業支援サイト



## DREAM GATE (ドリームゲート)

- ・財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
- ・経済産業省の後援
- ・起業・独立支援サービス

<http://www.dreamgate.gr.jp/index.php>

## NPO 起業家支援ネットワーク

<http://www.b-support.net/>

## 会社設立の手続き

[http://www.miraikan.go.jp/kyaria\\_kaihatsu/066\\_03.html](http://www.miraikan.go.jp/kyaria_kaihatsu/066_03.html)

## 6. 参考書、参照Webサイト

- ・男女共同参画社会基本法

<http://www.gender.go.jp/9906kihonhou.html>

- ・女性の起業家

<http://www.realiser.org/woman.htm>

- ・メロウシンポジウム2004報告書

<http://www.nmda.or.jp/mellow/mellow2004.pdf>